

電気自動車用充電設備等導入に関する基本協定書（案）

埼玉県（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇株式会社（以下「乙」という。）とは、電気自動車（以下「EV」という。）用充電設備のインフラ整備について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に密接に連携することにより、相互の知見や資産などを生かし、EV用充電設備のインフラ整備に関して協力することで、甲の県域（以下「県域」という。）に居住する県民の生活利便性を向上させ、誰もが充電可能な充電インフラ社会を構築していくことを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携と協働を推進する。

（1）EV用充電設備の設置に関する事項

（2）EVの普及・啓発に係る広報事項

（3）前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要と認められる事項

2 EV用充電設備の設置、運営及び管理は、乙が行う。

3 第1項の連携と協働を効果的に推進するため、甲及び乙は定期的な会議を設けるとともに、必要に応じて別途覚書等を締結することができる。

4 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

（協定の見直し）

第4条 甲及び乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく連携により相手方から受領した一切の情報について、第三者に開示又は漏洩をしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りでない。

2 甲及び乙は、本協定が次条に定める有効期間の満了後も、本条に定める秘

密保持の義務を負う。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲及び乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

(疑義等の決定)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙の協議の上、これを定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和6年 月 日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号

甲 埼玉県

埼玉知事

大 野 元 裕

乙